

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第161号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月26日 15時00分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区所在の二島信号所から真方位040°680m付近 (概位 北緯33°53.3′ 東経130°46.9′)	
事故等調査の経過	平成21年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 小型兼用船 <sup>ほうせい</sup>宝生丸、8.5トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 FO2-6401（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 機関クラッチギアの焼き付き、プロペラ1翼先端部に約1cmの欠損</p>	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人を同乗させ、私用のため福岡県洞海湾若松競艇場付近の造船所に向け約15ノットの速力で手動操舵により西進中、平成21年10月26日15時00分ごろ、洞海湾内の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 約1m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮末期、当時の水深 約50cm	
その他の事項	乗揚げ場所付近北側には緑色浮標が3個設置されていた。 当時使用していたGPSプロッターに水深が表示されるようになっていたが、GPSプロッターを見ずに目視による前方の見張りを行いながら航行していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、洞海湾内の目的地へ航行するのは初めての経験であったが、事前に付近の水路調査を行わなかったため、浅瀬が存在することを知らずに洞海湾を西進中に浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、本事故発生場所付近には緑色浮標が設置されていたが、緑色浮標が左舷標識であると認識していなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が洞海湾を西進中、事前に付近の水路調査を行わず、また、付近に設置してある緑色浮標を左舷標識と認識しなかったため、浅瀬の存在を知らずに航行して同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	